

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会  
社協ヘルパーステーション八幡浜（障害福祉サービス事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会が設置する社協ヘルパーステーション八幡浜（以下「事業所」という。）が実施する障害福祉サービスの居宅介護及び、重度訪問介護及び、同行援護の、適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護及び、重度訪問介護及び同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において、日常生活が営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護及び調理、洗濯及び掃除等の家事援助及び、視覚障害者の移動時等の同行援護、並びにこれらに付随する生活等に関する相談等を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 第3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1） 名 称 社協ヘルパーステーション八幡浜

（2） 所在地 八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1（保内保健福祉センター1階）

2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1） 名 称 ヘルパーステーション松柏

（2） 所在地 八幡浜市松柏1101番地（八幡浜市保健福祉総合センター2階）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1） 管理者1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2） サービス提供責任者1名以上

サービス提供責任者は、居宅介護計画及び重度訪問介護計画及び、同行援護計画を作成し、利用者及び利用者家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用

の申込にかかる調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 常勤換算 2.5 名以上  
従業者は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1 名  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 前各項について、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(居宅介護等を提供する対象者及びサービスの内容)

第 6 条 居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18 歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18 歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18 歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18 歳未満の者を含む）
- (5) 難病患者

2 重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、重度の精神障害者で障害支援区分が 4 以上の者  
（18 歳未満の者は除く）

3 同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

視覚障害により移動に著しい困難を有する者

4 事業所で行う居宅介護等のサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排泄の介護
  - ③ 衣類着脱の介護
  - ④ 入浴の介護
  - ⑤ 身体の清拭、洗髪
  - ⑥ 通院等の介助
  - ⑦ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
  - ① 調理
  - ② 衣類の洗濯、補修
  - ③ 住居等の掃除、整理整頓
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ 関係機関との連携
  - ⑥ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容  
入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助。
- (5) 同行援護に関する内容

- ① 視覚障害者の外出において移動に必要な情報提供（代筆、代読含む）
  - ② 移動時及び外出先において必要な移動の援護
  - ③ 排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、居宅介護等を提供した際には、利用者（以下「支給決定障害者等」という。）から市町長が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 厚生労働省が定める居宅介護等以外のサービス提供を実施した場合は、その実費を徴収する。

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車・バイクを使用したときは、次の額を徴収するものとする。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル毎に100円

(2) 事業所より、離島在住の利用者の居宅を訪問し、居宅介護等の提供を行った場合に、船賃を徴収する。

(3) 病院の通院介助において長時間要する場合は、障害者総合支援法に該当しない時間を合算し、次の額を徴収する。

- ① 30分未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・800円
- ② 30分以上1時間未満・・・・・・・・・・1,600円
- ③ 1時間以上（30分増す毎に）・・・・・・・・800円

4 前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は八幡浜市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は居宅介護等の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者家族、区市町、利用者に係る障害福祉サービス事業者、管理者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

とする。

(損害賠償)

第12条 事業所は、居宅介護等の提供により損害賠償すべき事故が発生した場合には、必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は提供した居宅介護等に関する利用者及び利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置及びその他必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は提供した居宅介護等に関し、障害者総合支援法第10条第1項又は同法第48条第1項の規定により市町が、また、同法第11条第2項又は同法第48条第1項の規定により愛媛県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者及び利用者家族からの苦情に関して、市町の調査に協力するとともに、市町又は愛媛県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止に関する指針の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置と定期的な開催(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び虐待防止委員会での検討結果についての職員の周知徹底

2 事業所は、サービス提供中に、本会職員又は養護者(利用者の家族等障害者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第17条 事業所は、当事業所において感染症を予防し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等適正化委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修採用後6ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間の保存をするものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 八幡浜市社会福祉協議会社協ヘルパーステーション運営規程（平成17年3月28日施行）は、平成18年3月31日をもって廃止する。（支援費、身体障害者）
3. 八幡浜市社会福祉協議会社協ヘルパーステーション八幡浜運営規程（平成17年3月28日施行）は、平成18年3月31日をもって廃止する。（支援費、知的障害者）

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成22年9月7日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。